

本山町猫の不妊・去勢手術費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町猫の不妊・去勢手術助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例(平成7年高知県条例第4号)の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助することにより、猫の不妊・去勢手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすこと並びに動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上並びに社会生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 飼い猫 本山町の住民基本台帳に記録されている者(以下「町民」という。)が本山町内で飼養管理している猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 本山町内に生息する飼い主のいない猫のうち、町民が糞尿の清掃その他地域環境の改善の取り組みを行う猫をいう。
- (3) 不妊手術等 飼い猫にあつては、メス猫の卵巣又は卵巣及び子宮・オス猫の精巣を摘出する手術を、飼い主のいない猫にあつては、メス猫の卵巣又は卵巣及び子宮・オス猫の精巣を摘出する手術並びに耳の先端部分をV字に切ることをいう。

(対象となる動物病院)

第4条 助成金の対象となる動物病院は、高知県獣医師会等に属する動物病院とする。

(対象者)

第5条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本山町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 飼い猫を所有し、又は飼い主のいない猫を飼養管理していること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年11月25日規則第3号)に規定するいずれにも該当しないこと。

(助成金の額)

第6条 町長は、前条の助成対象者が行う不妊手術等に要する費用について、予算の範囲内において、次に掲げる金額を限度として助成する。

- (1) 飼い猫1匹につき、8,000円
- (2) 飼い主のいない猫1匹につき、8,000円

2 不妊手術を受ける猫は、原則として1年度につき1世帯4匹までとする。

(助成申請書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本山町猫の不妊・去勢手術助成金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請が適当であると認めたときは、助成金の交付の決定をし、速やかに本山町猫の不妊・去勢手術費用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 獣医師は、交付決定通知書を確認のうえ、不妊手術を実施するものとする。

(中止承認申請書)

第9条 前条の規定により、申請者が当該助成金交付決定通知を受けた後、助成事業を中止しようとするときは、本山町猫の不妊・去勢手術費用助成金中止承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 申請者は、助成金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、本山町猫不妊・去勢手術費用助成金実績報告書（別記第4号様式）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認めたときは、本山町猫不妊・去勢手術費用助成金交付請求書（別記第5号様式）による申請者の請求に基づき、助成金を交付する。

(助成金の交付決定取消し及び返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付が不相当と認められたとき。

(暴力団等の排除)

第 13 条 町長は、申請者が本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年 11 月 25 日規則第 3 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認めるときは、助成金の交付を行わないものとする。

2 町長は、申請者が前項に規定する排除措置対象者に該当すると認めるときは、当該補助事業者に係る助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 7 日から施行する。